

向原会館の使用に関する細則

(目 的)

第1条 向原会館の使用に関する細則は、町会会則17条及び細則10条にもとづき、向原会館の使用に関する必要な細目を定めることを目的とする。

(使用規定)

第2条 会館の使用規定は、以下のとおりとする。但し町会会員が含まれない使用は、原則認めない。

(1) 使用手続

会館の使用申し込みは、原則として使用5日前までに管理人に申し出て、担当役員の承認を得た後、会館使用申込書に必要事項を記入の上、第3条の使用料を添えて当日までに管理人に提出するものとする。

また、週1回以上継続して繰り返し使用する場合は、毎年4月に別途継続使用申込書により申し込みをし、町会長の許可を得なければならない。

但し、町会、それに関連する団体、及び弔事で使用する際は、これを優先する。また災害時に町会の災害対応などとして使用する場合も同様とする。

(2) 使用の制限

次項使用規則を遵守出来ない場合は、使用を認めない。但し、会長が認めるときは、その限りではない。

(3) 使用規則

使用の際は管理人の指示に従い、次の事項を遵守すること。

- ① 周辺居住者に迷惑になるような騒音を発せぬこと。
- ② 夜間の使用は、22時までとする。
- ③ 使用后、使用者の代表は責任をもって火気等の後始末をすること。また、使用後の清掃、備品等の現状復帰は使用者の責任においておこなうこと。
- ④ 使用規則及び会館の設備備品を汚損・毀損するような利用は、してはならない。また他の利用者の利用を妨げることはしないこと。会議室の使用に際し器具や備品の破損を生じさせた場合には、使用者は、その損害に応じた弁償をすること。
- ⑤ ごみ、空き缶、空き瓶等は、使用者の責任で始末すること。
- ⑥ 保安及び管理の点から、申込んだ部屋以外は使用しないこと。
- ⑦ 館内は、原則禁煙とする。
- ⑧ 会議室に町会備品以外の備品を持ち込んで使用する場合は、必ず持ち帰ること。会館に常時置くことは禁止する。
- ⑨ 会長は、利用が適正でない判断できる場合は、三役会の決議を経て、利用を禁止することができる。
- ⑩ 町会の行事、会合等(1)但し書きに該当する使用が発生した場合は、該当する日時の使用申し込みを取り消すものとする。

(使用料)

第3条 会館の使用料は、下記の表とおりにする。

基本の貸出区分と使用料

使用時間	1階ホール	2階和室	備考
午前9～12時	1時間1000円	1時間1000円	
午後0～5時	1時間1100円	1時間1100円	
午後5～10時	1時間1200円	1時間1200円	

但し、弔事に使用する場合は、1回全館使用で、5,000円とする。

注：使用時間は厳守し、清掃、片づけも時間内に終わらせること。

(使用料の減額と増額)

第4条 前項の使用料は、会館の使用者及び目的等によって下記の内容により減額することができる。

- (1) 町会及び会長が認めた関連組織及び団体等の使用は、無料とする。
- (2) 会員の子供たちが含まれるスポーツ団体や健全育成のための活動をする団体の使用は、5割を減額することができる。
- (3) (2)の減免を受けようとする場合は、あらかじめ使用申込書を添えて会長に申し出なければならない。

2 営利を目的として会館を使用する場合及び町会会員以外が使用するときは、使用料は前条(1)(2)の料金表の2倍とする。なお、営利を目的とするとは、以下の例による。

- (1) 公益目的以外に物品を販売して利益を得ようとする事
- (2) 1回あたり一人2千円以上の金員を会費として徴収する教室等の使用

3 備品の使用料は、無料とする。但し破損した場合には、管理人に報告するとともに損害に応じて弁償すること。

(付 則)

この細則は、平成31年4月21日を以って全面改正し、施行する。

会館使用申込書

2019.4.21：改定

使用日	年 月 日 (曜日)	
使用時間・料金	～	料金 円
使用目的 及び内容		
減免申請・理由		
団体名		
代表者	☎ — —	
代表者住所		
減免の許諾	減免する	減免しない

- ※ 時間貸し料金区分の異なる時間帯での利用がある場合は、料金は2段書きしてください。
- ※ 減免料金を申請する場合は、あらかじめ会長の承認を得てください。
- ※ 会費を徴収する場合は、使用内容に必ず額も含め記入してください。
- ※ 定期的な使用の場合は、あらかじめ審査が必要になります。年度を超えて使用する場合は、毎年4月に改めて継続使用申込書の提出をしてください。

上記申し込みに際し、裏面の使用規則を守ります。

代表者 _____ (印)

(使用申込書裏面)

《向原会館使用料金表》

使用時間	1階ホール	2階和室	備考
午前9～12時	1時間1000円	1時間1000円	
午後0～5時	1時間1100円	1時間1100円	
午後5～10時	1時間1200円	1時間1200円	

※ 営利を目的とする使用は、上記2倍の料金とする。

《使用規則》

使用の際は管理人の指示に従い、次の事項を遵守すること。

- ① 周辺居住者に迷惑になるような騒音を出さないこと。会館の使用は、22時までとする。
- ② 使用后、使用者の代表は責任をもって火気等の後始末をすること。また、使用後の清掃、備品等の現状復帰は使用者の責任においておこなうこと。
- ③ 使用規則及び会館の設備備品を汚損・毀損するような利用は、してはならない。また他の利用者の利用を妨げることはしないこと。会議室の使用に際し器具や備品の破損を生じさせた場合には、使用者は、その損害に応じた弁償をすること。
- ④ ごみ、空き缶、空き瓶等は、使用者の責任で始末すること。館内は禁煙とする。
- ⑤ 申込んだ部屋以外は使用しないこと。会議室に町会備品以外の備品を持ち込んで使用する場合は、必ず持ち帰ること。会館に常時置くことは禁止する
- ⑥ 会長は、利用が適正でないと判断できる場合は、三役会の決議を経て、利用を禁止することができる。
- ⑦ 町会の行事、会合、災害対応、葬儀等に該当する使用が発生した場合は、該当する日時の使用申し込みを取り消すものとする。

向原会館継続使用申込書

2019.4.21：改訂

申込日	年 月 日 (曜日)				
団体名					
代表者	☎ — —				
代表者住所					
使用目的及び内容					
繰り返し使用の内容と必要性 (曜日なども)					
使用時間・部屋	～			○を付けてください 一階ホール 二階和室	
審査欄	会長	副会長	副会長	副会長	継続使用の可否
					許可する 許可しない

※ 会費を徴収する場合は、使用内容に必ず額も含め記入してください。

※ 定期的な使用の場合は、審査が必要になります。

※ 継続使用許可を受けたら、毎回の使用手続きを行ってください。また、複数年に渡る場合は、毎年4月に改めて、継続使用の申請をしてください。

上記申し込みに際し、使用規則を守ります。